

成年後見制度利用支援事業 申立費用助成

函館市では、成年後見制度を利用した方で、申立費用の負担が困難な方に対し、必要な費用の助成をしています。

助成の対象となる被後見人等(本人)

【対象者】

- (1) 函館市に住所を有する者。ただし、函館市内の施設等への入所等により本市へ転入した者のうち、介護保険等の実施機関が函館市以外の市町村(長)となっているものを除く。
- (2) 函館市に住所を有しない者のうち、函館市外の施設等への入所等に伴う本市からの転出により、介護保険等の実施機関が函館市(長)となっている者。

申立費用の助成対象となる方

上記の(1)または(2)の要件に該当する被後見人等(本人)に関して、後見開始等の審判申立てを行った本人または4親等以内の親族の方で以下の要件に該当する方

申立人が被後見人等(本人)	<以下の要件のいずれかに該当し、かつ右覧の要件を満たす方> ① 本人が生活保護受給者 ② 市民税非課税世帯に属する者 ③ その他申立費用を負担することが困難であると認められる者(※1)	その世帯の預貯金の総額を世帯員数で割った金額が50万円未満の方
申立人が親族	<本人が上記要件に該当し、かつ申立てを行った親族が以下の要件のいずれかに該当する方で、右覧の要件を満たす方> ① 生活保護受給者 ② 市民税非課税の者 ③ その他申立費用を負担することが困難であると認められる者(※1)	その者の預貯金の額が50万円未満の方。ただし、当該親族が本人と同一世帯の場合は、上記と同様となる。

上記の基準日は交付申請を行った日です。

(※1) 事前に市に相談ください。

助成の内容

<審判申立てに要した以下の費用>

- ・収入印紙代
- ・郵便切手代
- ・診断書料
- ・鑑定料
- ・戸籍謄本など申立ての添付書類の交付手数料および証明手数料

助成申請の手続き

成年後見等の審判の確定

※審判の確定日から60日以内に申請してください。

申立費用助成の申請

申立人が市に申請します。

函館市成年後見制度利用支援事業(申立費用)助成金交付申請書(様式第3号)の提出

市による内容の審査

助成(却下)決定

函館市成年後見制度利用支援事業助成金交付(却下)決定通知書(様式第5号)

助成金の交付

申立費用の助成

全員に提出いただく書類

- 後見開始等の審判書謄本の写し
- 審判が確定したことの分かる書類(登記事項証明書の写し、家庭裁判所が発行する審判確定証明書の写し等)
- 申立費用が分かる領収書
- 後見人等が家庭裁判所に初回報告で提出した財産目録の写し

本人(被後見人等)に関する書類 ※全員提出が必要

【①知的障がい者、精神障がい者の場合】

- 知的障がい者、精神障がい者であることを示す書類

【②生活保護を受給している方】

- 生活保護受給証明書

【③市民税非課税世帯に属する方】

- 世帯全員の住民票
- 世帯全員の最新年度の所得(課税)証明書

【④その他の理由により申立費用を負担することが困難である方】

- 費用負担が困難であることの分かるもの(事前に市へ協議、確認ください。)

【①～④全てに共通】

- 世帯全員の預貯金通帳の写し

申立てを行った親族に関する書類 ※該当する場合のみ提出が必要。

【①生活保護を受給している方】

【②市民税非課税の方】

- 最新年度の所得(課税)証明書

【③その他の理由により申立費用を負担することが困難である方】

- ①, ③場合, 本人(被後見人等)に関する書類と同様の書類を添付ください。

【①～③全てに共通】

- 預貯金通帳の写し

※ その他、確認を要する事項について、書類の提出を求めることがあります。

申請時添付書類